

議会運営委員会 協議事項 全員協議会

令和5. 3. 15 (水) 午後 2 時

令和5. 3. 16 (木) 午後 2 時

1 定例会最終日の運営について

(1) 委員会審査の結果について

(2) 討論の通告者について

落合勝二議員…

- 第 34 号議案 令和 5 年度浜松市一般会計予算
- 第 37 号議案 令和 5 年度浜松市介護保険事業特別会計予算
- 第 38 号議案 令和 5 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 44 号議案 令和 5 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算
- 第 51 号議案 浜松市職員定数条例の一部改正について
- 第 61 号議案 浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 62 号議案 浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例の制定について

の 7 件に対する反対討論

丸 英之議員…

- 第 34 号議案 令和 5 年度浜松市一般会計予算 に対する賛成討論

(3) 市長提出追加事件について

- 選 第 1 号 浜松市土地利用審査会委員選任について

(4) 議会提出事件について

- 選挙 第 1 号 区選挙管理委員選挙について
- 選挙 第 2 号 区選挙管理委員補充員選挙について
- 発議案 第 1 号 浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について
- 発議案 第 2 号 浜松市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 発議案 第 3 号 国営かんがい排水事業(更新事業)の同意徴集手続簡素化を求める意見書について
- 発議案 第 4 号 帯状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書について

(5) 議事日程・議事の順序について

2 人事案件について

(1) 浜松市土地利用審査会委員（7人中7人）

現任者	任期満了日	後任者	任期
高橋 秀明	令和5. 3. 31		令和5. 4. 1 ~ 令和8. 3. 31
加藤 麻実	令和5. 3. 31		令和5. 4. 1 ~ 令和8. 3. 31
木村 満義	令和5. 3. 31		令和5. 4. 1 ~ 令和8. 3. 31
立元 いづみ	令和5. 3. 31		令和5. 4. 1 ~ 令和8. 3. 31
中野 民雄	令和5. 3. 31		令和5. 4. 1 ~ 令和8. 3. 31
豊田 勇治	令和5. 3. 31		令和5. 4. 1 ~ 令和8. 3. 31
長山 久幸	令和5. 3. 31		令和5. 4. 1 ~ 令和8. 3. 31

3 区選挙管理委員及び区選挙管理委員補充員の選挙について

(1) 区選挙管理委員

- ① 浜松市中区選挙管理委員（4人）
- ② 浜松市東区選挙管理委員（4人）
- ③ 浜松市西区選挙管理委員（4人）
- ④ 浜松市南区選挙管理委員（4人）
- ⑤ 浜松市北区選挙管理委員（4人）
- ⑥ 浜松市浜北区選挙管理委員（4人）
- ⑦ 浜松市天竜区選挙管理委員（4人）

(2) 区選挙管理委員補充員

- ① 浜松市中区選挙管理委員補充員（4人）
- ② 浜松市東区選挙管理委員補充員（4人）
- ③ 浜松市西区選挙管理委員補充員（4人）
- ④ 浜松市南区選挙管理委員補充員（4人）
- ⑤ 浜松市北区選挙管理委員補充員（4人）
- ⑥ 浜松市浜北区選挙管理委員補充員（4人）
- ⑦ 浜松市天竜区選挙管理委員補充員（4人）

4 5月定例会のスケジュールについて

5 特別委員会活動状況の報告について

- (1) 行財政改革・大都市制度調査特別委員会委員長報告
- (2) 地方創生調査特別委員会委員長報告
- (3) 大型公共施設建設調査特別委員会委員長報告
- (4) 交通政策・大規模災害対策調査特別委員会委員長報告

令和5年3月9日

浜松市議会議長 太田康隆様

浜松市議会総務委員会
委員長 加茂俊武

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

記

1 委員会開会の月日 3月8日及び9日

2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
第34号議案	令和5年度浜松市一般会計予算 第1条（歳入歳出予算）中 第1項 第2項中 歳入予算中 第1款 市税 第2款 地方譲与税 第3款 利子割交付金 第4款 配当割交付金 第5款 株式等譲渡所得割交付金 第6款 分離課税所得割交付金 第7款 法人事業税交付金 第8款 地方消費税交付金 第9款 ゴルフ場利用税交付金 第10款 環境性能割交付金 第11款 軽油引取税交付金 第12款 国有提供施設等所在市町村助成 交付金 第13款 地方特例交付金 第14款 地方交付税 第15款 交通安全対策特別交付金 第17款 使用料及び手数料中	原案可決	

事件番号	件名	審査結果	備考
	<p>第1項 使用料中</p> <p>第1目 総務使用料中</p> <p>地域情報センター使用料</p> <p>行政財産使用料</p> <p>第3目 衛生使用料中</p> <p>行政財産使用料</p> <p>第9目 教育使用料中</p> <p>行政財産使用料</p> <p>第2項 手数料中</p> <p>第1目 総務手数料中</p> <p>不服申立関係手数料</p> <p>税務証明等手数料</p> <p>行政機関等匿名加工情報作成手数料</p> <p>第3項 証紙収入</p> <p>第18款 国庫支出金中</p> <p>第2項 国庫補助金中</p> <p>第1目 総務費国庫補助金</p> <p>電源立地地域対策交付金</p> <p>空き家対策総合支援事業費補助金</p> <p>特定防衛施設周辺整備費補助金</p> <p>文化財保存費補助金</p> <p>生活保護運営対策事業費等補助金</p> <p>を除く</p> <p>第3項 委託金中</p> <p>第1目 総務費委託金中</p> <p>地方公務員給与実態調査事務委託金</p> <p>自衛官募集事務費委託金</p> <p>地方公共団体消費状況等調査費委託金</p> <p>在外選挙人名簿登録事務費委託金</p> <p>第19款 県支出金中</p> <p>第2項 県補助金中</p> <p>第1目 総務費県補助金中</p> <p>障害者自立支援事業費補助金</p> <p>第6目 土木費県補助金中</p> <p>地震・津波対策促進費交付金</p> <p>第7目 消防費県補助金中</p> <p>地震・津波対策等減災交付金（防災）</p> <p>第3項 委託金中</p> <p>第1目 総務費委託金中</p> <p>統計調査費委託金</p>		

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
	<p> 県民税徴収費委託金 県議会議員選挙費委託金 第7目 権限移譲事務交付金 第20款 財産収入中 第1項 財産運用収入中 第1目 財産貸付収入中 土地貸付料 家屋貸付料 第3目 基金運用収入中 財政調整基金運用収入 減債基金運用収入 資産管理基金運用収入 土地開発基金運用収入 新エネルギー等活用推進基金運用 収入 津波対策事業基金運用収入 新型コロナウイルス感染症対策基 金運用収入 第2項 財産売払収入中 第1目 不動産売払収入 第2目 物品売払収入中 不用品売払収入 第21款 寄附金中 第1項 寄附金中 第6目 消防費寄附金 〔一般寄附金〕を除く 第22款 繰入金中 第1項 基金繰入金中 第1目 財政調整基金繰入金 第2目 資産管理基金繰入金 第6目 新エネルギー等活用推進基 金繰入金 第23款 繰越金 第24款 諸収入中 第1項 延滞金、加算金及び過料中 第1目 延滞金 第2項 市預金利子 第5項 収益事業収入中 第1目 宝くじ収入 第6項 雑入中 第1目 滞納処分費 第3目 弁償金 第4目 総務費雑入中 雇用保険納入金 </p>		

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
	<p> 県証紙売りさばき事務受入金 県証紙売りさばき収入 クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 自動車充電インフラ普及事業費補助金 公営企業納入金 保険金収入 指定管理者納入金 広告収入 その他収入 第6目 衛生費雑入中 その他収入 第10目 土木費雑入中 公営企業納入金 その他収入 第12目 教育費雑入中 その他収入 第25款 市債中 第1項 市債中 第1目 総務債中 公共施設カーボンニュートラル推進事業債 第5目 土木債中 公共施設長寿命化対策事業債 公共施設耐震化推進事業債 公共施設ユニバーサルデザイン推進事業債 第8目 災害復旧債中 その他公共・公用施設災害復旧債 第9目 臨時財政対策債 歳出予算中 第1款 議会費 第2款 総務費中 第1項 総務管理費 〔第13目 UD・男女共同参画費〕 〔第16目 市民協働推進費〕 〔第17目 中山間地域振興費〕 〔第18目 市民生活費〕 〔第20目 市民サービスセンター費〕 〔第21目 旅券窓口費〕 〔第25目 ウェルネス推進費〕 を除く 第12項 徴税費 </p>		

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
	<p>第14項 選挙費 第15項 統計調査費 第16項 人事委員会費 第17項 監査委員費 第8款 土木費中 第1項 土木管理費中 第1目 技術監理費 第3目 公共建築費 第2項 道路橋りょう費中 第3目 県債償還金負担金 第9款 消防費中 第4項 災害対策費 第11款 災害復旧費中 第1項 災害復旧費中 第5目 その他公共・公用施設災害復旧費 第12款 公債費 第13款 予備費 第2条（債務負担行為）中 職員研修業務委託費 令和5年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 本庁舎受水槽等更新工事費 本庁舎防火防煙ダンパー交換工事費 元目分庁舎非常用自家発電設備更新工事費 住居表示街区表示板設置状況確認及びシール貼付業務委託費 浜北文化センター大規模改修事業費（太陽光発電設備分） 市税印刷帳票作成等業務委託費 督促状印刷帳票作成等業務委託費 給与支払報告書関連事務業務委託費（令和5年度設定分） 明神池運動公園外3施設小規模改修事業費（明神池運動公園、総合産業展示館北館、可美公園総合センター、天竜壬生ホール） 長上協働センター大規模改修事業費 引佐多目的研修センター吊り天井落下防止対策事業費 浜北文化センター大規模改修事業費（吊り天井落下防止対策分） 第3条（地方債） 第4条（一時借入金） 第5条（歳出予算の流用）</p>		

事 件 番 号	件 名	審査結果	備考
第 46 号 議 案	令和 5 年度浜松市公債管理特別会計予算	原案可決	
第 51 号 議 案	浜松市職員定数条例の一部改正について	同	
第 52 号 議 案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	同	
第 53 号 議 案	浜松市税条例の一部改正について	同	
第 61 号 議 案	浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	同	
第 63 号 議 案	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	同	
第 64 号 議 案	包括外部監査契約締結について	同	
第 65 号 議 案	令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第11号） 第 1 条（繰越明許費）中 第 8 款 土木費中 第 1 項 土木管理費	同	

令和5年3月9日

浜松市議会議長 太田康隆様

浜松市議会厚生保健委員会
委員長 幸田恵里子

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

記

1 委員会開会の月日 3月8日及び9日

2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
第34号議案	令和5年度浜松市一般会計予算 第1条（歳入歳出予算）中 第2項中 歳入予算中 第16款 分担金及び負担金中 第2項 負担金中 第1目 民生費負担金 第2目 衛生費負担金 第17款 使用料及び手数料中 第1項 使用料中 第2目 民生使用料 第3目 衛生使用料 〔斎場使用料 霊柩車使用料 墓地使用料 納骨堂使用料 墓地公園使用料 行政財産使用料〕を除く 第9目 教育使用料中 市立幼稚園預かり保育料 市立幼稚園保育料（滞納繰越分） 第2項 手数料中	原案可決	

事件番号	件名	審査結果	備考
	<p>第2目 民生手数料 第3目 衛生手数料 〔墓地関係手数料 一般廃棄物処理手数料 連絡ごみ処理手数料 一般廃棄物処理業許可手数料 浄化槽関係手数料 産業廃棄物等関係手数料〕 を除く</p> <p>第18款 国庫支出金中 第1項 国庫負担金中 第1目 総務費国庫負担金 第2目 民生費国庫負担金 第3目 衛生費国庫負担金 第5目 教育費国庫負担金中 施設等利用費負担金 第2項 国庫補助金中 第1目 総務費国庫補助金中 生活保護運営対策事業費等補助金 第2目 民生費国庫補助金 第3目 衛生費国庫補助金 〔デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装) 廃棄物処理施設整備事業費補助金 浄化槽設置事業費補助金 生物多様性保全推進交付金〕 を除く</p> <p>第9目 教育費国庫補助金中 子ども・子育て支援交付金(幼児教育) デジタル基盤改革支援補助金</p> <p>第3項 委託金中 第2目 民生費委託金 第3目 衛生費委託金</p> <p>第19款 県支出金中 第1項 県負担金中 第1目 民生費県負担金 第2目 衛生費県負担金 第5目 教育費県負担金中 施設等利用費負担金 第2項 県補助金中 第2目 民生費県補助金</p>		

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
	<p>第3目 衛生費県補助金 〔消費者行政強化促進事業費補助金〕 〔海岸漂着物等対策事業費補助金〕 を除く</p> <p>第8目 教育費県補助金中 子ども・子育て支援交付金</p> <p>第3項 委託金中 第2目 民生費委託金 第3目 衛生費委託金</p> <p>第20款 財産収入中 第1項 財産運用収入中 第3目 基金運用収入中 友愛の福祉基金運用収入 子どもの未来応援基金運用収入 医療振興基金運用収入</p> <p>第21款 寄附金中 第1項 寄附金中 第2目 民生費寄附金</p> <p>第22款 繰入金中 第1項 基金繰入金中 第10目 友愛の福祉基金繰入金 第11目 子どもの未来応援基金繰入金 金 第12目 医療振興基金繰入金 第21目 新型コロナウイルス感染症 対策基金繰入金</p> <p>第24款 諸収入中 第3項 貸付金元利収入中 第1目 住宅新築資金等貸付金元利 収入 第2目 看護師等修学資金貸付金元 利収入</p> <p>第6項 雑入中 第5目 民生費雑入</p> <p>第25款 市債中 第1項 市債中 第2目 民生債</p> <p>歳出予算中 第2款 総務費中 第1項 総務管理費中 第25目 ウェルネス推進費</p> <p>第3款 民生費 第4款 衛生費中 第1項 保健衛生費</p>		

事件番号	件名	審査結果	備考
	<p>〔第4目 斎場費 第5目 墓園費〕を除く 第2項 保健所費 第4項 環境費中 第4目 環境監視費 第7項 公営企業会計支出金中 第1目 病院会計支出金 第10款 教育費中 第1項 教育総務費中 第7目 私立学校教育振興費 第5項 幼稚園費 第2条（債務負担行為）中 障害者福祉システム改修業務委託費 ふれあい交流センター可美他1施設浴室改修 事業費（ふれあい交流センター可美、ふれあ い交流センター青龍） 子育て支援ひろば運営業務委託費 医療医事システム構築保守業務委託費 オンライン資格確認システム保守業務委託費 保健環境研究所微生物安全実験室他1室空調 自動制御盤改修工事費</p>		
第35号議案	令和5年度浜松市国民健康保険事業特別会計 予算	原案可決	
第36号議案	令和5年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付 事業特別会計予算	同	
第37号議案	令和5年度浜松市介護保険事業特別会計予算	同	
第38号議案	令和5年度浜松市後期高齢者医療事業特別会 計予算	同	
第47号議案	令和5年度浜松市病院事業会計予算	同	
第50号議案	浜松市予防接種健康被害調査委員会条例の一部 改正について	同	
第55号議案	浜松こども館条例の一部改正について	同	
第66号議案	浜松市社会福祉審議会条例の一部改正につい て	同	
第67号議案	浜松市根洗学園条例等の一部改正について	同	
第68号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	同	
第70号議案	令和5年度浜松市一般会計補正予算（第1号）	同	

令和5年3月9日

浜松市議会議長 太田康隆様

浜松市議会環境経済委員会
委員長 松本康夫

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

記

1 委員会開会の月日 3月8日及び9日

2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
第34号議案	令和5年度浜松市一般会計予算 第1条（歳入歳出予算）中 第2項中 歳入予算中 第16款 分担金及び負担金中 第1項 分担金中 第2目 災害復旧費分担金 第2項 負担金中 第3目 農林水産業費負担金 第17款 使用料及び手数料中 第1項 使用料中 第4目 労働使用料 第5目 農林水産業使用料 第6目 商工使用料 第2項 手数料中 第3目 衛生手数料中 一般廃棄物処理手数料 連絡ごみ処理手数料 一般廃棄物処理業許可手数料 産業廃棄物等関係手数料 第4目 農林水産手数料 第5目 商工手数料	原案可決	

事件番号	件名	審査結果	備考
	<p>第18款 国庫支出金中</p> <p>第2項 国庫補助金中</p> <p>第3目 衛生費国庫補助金中</p> <p>デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進)</p> <p>デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装)</p> <p>廃棄物処理施設整備事業費補助金</p> <p>生物多様性保全推進交付金</p> <p>第4目 労働費国庫補助金</p> <p>第5目 農林水産業費国庫補助金</p> <p>第6目 商工費国庫補助金</p> <p>第19款 県支出金中</p> <p>第2項 県補助金中</p> <p>第3目 衛生費県補助金中</p> <p>消費者行政強化促進事業費補助金</p> <p>海岸漂着物等対策事業費補助金</p> <p>第4目 農林水産業費県補助金</p> <p>第5目 商工費県補助金</p> <p>第9目 災害復旧費県補助金</p> <p>第3項 委託金中</p> <p>第4目 農林水産業費委託金</p> <p>第5目 商工費委託金</p> <p>第20款 財産収入中</p> <p>第1項 財産運用収入中</p> <p>第3目 基金運用収入中</p> <p>一般廃棄物処理施設整備事業基金 運用収入</p> <p>ふるさと・水と土基金運用収入</p> <p>旧春野地域自治区水窪ダム取水工 事補償基金運用収入</p> <p>森林環境基金運用収入</p> <p>商工業振興施設整備基金運用収入</p> <p>観光施設整備基金運用収入</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策貸 付金利子助成事業基金運用収入</p> <p>第21款 寄附金中</p> <p>第1項 寄附金中</p> <p>第3目 農林水産業費寄附金</p> <p>第4目 商工費寄附金</p> <p>第22款 繰入金中</p> <p>第1項 基金繰入金中</p> <p>第13目 一般廃棄物処理施設整備事 業基金繰入金</p>		

事件番号	件名	審査結果	備考
	第14目 旧春野地域自治区水窪ダム 取水工事補償基金繰入金 第15目 ふるさと・水と土基金繰入金 第16目 森林環境基金繰入金 第17目 新型コロナウイルス感染症 対策貸付金利子助成事業基 金繰入金 第18目 商工業振興施設整備基金繰 入金 第24款 諸収入中 第3項 貸付金元利収入中 第3目 労働対策融資資金貸付金元 金収入 第4目 大型商業施設建設資金貸付 金元金収入 第4項 受託事業収入中 第2目 衛生費受託事業収入 第3目 農林水産業費受託事業収入 第5項 収益事業収入中 第2目 小型自動車競走事業収入 第3目 競艇事業収入 第6項 雑入中 第6目 衛生費雑入 〔有価物売却収入 生活用水宅配サービス事業収入 その他収入〕 を除く 第7目 労働費雑入 第8目 農林水産業費雑入 第9目 商工費雑入 第25款 市債中 第1項 市債中 第3目 衛生債中 廃棄物処理施設整備事業債 第4目 農林水産業債 第8目 災害復旧債中 農林水産施設災害復旧債 歳出予算中 第4款 衛生費中 第3項 清掃費 〔第7目 浄化槽普及費〕を除く 第4項 環境費 〔第4目 環境監視費〕を除く		

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
	<p>第6項 と畜場・市場費 第7項 公営企業会計支出金中 第3目 下水道会計支出金 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 〔第6項 農業集落排水費〕を除く 第7款 商工費 第11款 災害復旧費中 第1項 災害復旧費中 第1目 林業施設災害復旧費 第2目 農地・農業用施設災害復旧費</p> <p>第2条（債務負担行為）中 家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託費 資源物中間処理業務委託費 西部清掃工場運営・維持管理業務委託費 新清掃工場環境影響評価事後調査業務委託費 新清掃工場運営モニタリング業務委託費 新清掃工場庁舎施設機械警備業務委託費 勤労者住宅建設資金等償還利子補助金（令和5年度設定分） 勤労福祉施設の機能統合による大規模改修実施設計業務委託費 農地情報システムサーバー機器リース料 浜松市西南部土地改良区が県営土地改良事業等に対して負担する地元負担金の助成（令和5年度設定分） 浜松市東南部土地改良区が県単独農業農村整備事業に対して負担する地元負担金の助成（令和5年度設定分） 灰の木原土地改良区が県営土地改良事業に対して負担する地元負担金の助成（令和5年度設定分） 村櫛土地改良区が県単独農業農村整備事業に対して負担する地元負担金の助成（令和5年度設定分） 浜名湖北部用水土地改良区が県営土地改良事業等に対して負担する地元負担金の助成（令和5年度設定分） 浜北土地改良区が県営土地改良事業等に対して負担する地元負担金の助成（令和5年度設定分） 浜松土地改良区が県営土地改良事業等に対して負担する地元負担金の助成（令和5年度設</p>		

事 件 番 号	件 名	審査結果	備考
	定分) 佐鳴台保育園プロジェクト認証審査手数料 中小企業資金融資制度償還利子補助金（令和 5年度設定分） マル経融資償還利子補助金 産業展示館北館給水設備改修事業費		
第39号議案	令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予 算	原案可決	
第41号議案	令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計 予算	同	
第44号議案	令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会 計予算	同	
第65号議案	令和4年度浜松市一般会計補正予算（第11号） 第1条（繰越明許費）中 第6款 農林水産業費 第7款 商工費	同	

令和 5 年 3 月 9 日

浜松市議会議長 太田 康 隆 様

浜松市議会建設消防委員会
委員長 丸 英 之

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

記

1 委員会開会の月日 3月8日及び9日

2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
第34号議案	令和5年度浜松市一般会計予算 第1条（歳入歳出予算）中 第2項中 歳入予算中 第16款 分担金及び負担金中 第1項 分担金中 第1目 衛生費分担金 第2項 負担金中 第4目 土木費負担金 第17款 使用料及び手数料中 第1項 使用料中 第7目 土木使用料 第8目 消防使用料 第2項 手数料中 第3目 衛生手数料中 浄化槽関係手数料 第6目 土木手数料 第18款 国庫支出金中 第1項 国庫負担金中 第4目 消防費国庫負担金 第6目 災害復旧費国庫負担金 第2項 国庫補助金中	原案可決	

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
	<p>第3目 衛生費国庫補助金中 浄化槽設置事業費補助金 第7目 土木費国庫補助金 第8目 消防費国庫補助金 第3項 委託金中 第4目 土木費委託金 第5目 消防費委託金 第19款 県支出金中 第1項 県負担金中 第3目 土木費県負担金 第4目 消防費県負担金 第2項 県補助金中 第6目 土木費県補助金 [地震・津波対策促進費交付金] を除く 第7目 消防費県補助金中 地震・津波対策等減災交付金（消 防） 第3項 委託金中 第6目 土木費委託金 第20款 財産収入中 第1項 財産運用収入中 第1目 財産貸付収入中 広告板貸付料 第3目 基金運用収入中 天竜浜名湖鉄道経営助成基金運用 収入 花と緑の基金運用収入 動物園施設整備基金運用収入 第2項 財産売払収入中 第2目 物品売払収入中 物品売払収入 第21款 寄附金中 第1項 寄附金中 第5目 土木費寄附金 第6目 消防費寄附金中 一般寄附金 第22款 繰入金中 第1項 基金繰入金中 第19目 天竜浜名湖鉄道経営助成基 金繰入金 第20目 花と緑の基金繰入金 第24款 諸収入中 第3項 貸付金元利収入中</p>		

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
	<p>第5目 駐車場事業特別会計貸付金 元利収入</p> <p>第6目 保留床取得資金貸付金元金 収入</p> <p>第6項 雑入中</p> <p>第6目 衛生費雑入中 生活用水宅配サービス事業収入</p> <p>第10目 土木費雑入 〔公営企業納入金〕 〔その他収入〕を除く</p> <p>第11目 消防費雑入</p> <p>第25款 市債中</p> <p>第1項 市債中</p> <p>第3目 衛生債中 飲料水供給施設整備事業債</p> <p>第5目 土木債中 土木施設整備事業債 都市計画事業債</p> <p>第6目 消防債</p> <p>第8目 災害復旧債中 土木施設災害復旧債</p> <p>歳出予算中</p> <p>第4款 衛生費中</p> <p>第3項 清掃費中</p> <p>第7目 浄化槽普及費</p> <p>第5項 飲料水供給費</p> <p>第7項 公営企業会計支出金中</p> <p>第2目 水道会計支出金</p> <p>第6款 農林水産業費中</p> <p>第6項 農業集落排水費</p> <p>第8款 土木費</p> <p>〔第1項 土木管理費中 第1目 技術監理費 第3目 公共建築費 第2項 道路橋りょう費中 第3目 県債償還金負担金〕を除く</p> <p>第9款 消防費 〔第4項 災害対策費〕を除く</p> <p>第11款 災害復旧費中</p> <p>第1項 災害復旧費中 第3目 土木施設災害復旧費</p> <p>第2条（債務負担行為）中 市道天竜中村7号線外1線通学路整備工事費 国道257号（金指西）道路改良工事費</p>		

事件番号	件名	審査結果	備考
	国道152号（浜北・天竜バイパス）整備工事費 国道152号（池島・大原区間）（仮称）14号橋下部工工事費 市道東若林高塚1号線若林跨線橋橋りょう修繕工事費 市道佐久間小田敷6号線小田敷橋橋りょう修繕工事費 県道中部天竜停車場線中部大橋橋りょう修繕工事費 国道473号錦橋橋りょう修繕工事費 県道浜松環状線志都呂西大橋橋りょう耐震補強工事費 国道150号新川橋橋りょう耐震補強工事費 国道257号焼石橋橋りょう耐震補強工事費 県道両島二俣線塩見渡橋橋りょう耐震補強工事費 国道152号大輪橋橋りょう耐震補強工事費 国道362号春日橋橋りょう耐震補強工事費 国道301号中浜名橋橋りょう耐震補強工事費 都市機能誘導方針案策定業務委託費 伊佐見線他3路線バス運行継続支援事業費負担金 市営住宅湖東団地C3棟エレベーター棟増築事業費 中消防署高台出張所土地造成事業費		
第40号議案	令和5年度浜松市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	
第45号議案	令和5年度浜松市駐車場事業特別会計予算	同	
第48号議案	令和5年度浜松市水道事業会計予算	同	
第49号議案	令和5年度浜松市下水道事業会計予算	同	
第54号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	同	
第56号議案	浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の一部改正について	同	
第57号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について	同	
第58号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	同	
第59号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	同	
第65号議案	令和4年度浜松市一般会計補正予算（第11号）第1条（繰越明許費）中	同	

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
	第8款 土木費 [第1項 土木管理費] を除く 第9款 消防費 第11款 災害復旧費		
第69号議案	工事請負契約締結について（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）	原案可決	
諮 第 1 号	下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について	諮問のとおり異議のない旨を答申	

令和5年3月9日

浜松市議会議長 太田康隆様

浜松市議会市民文教委員会
委員長 稲葉大輔

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

記

1 委員会開会の月日 3月8日及び9日

2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
第34号議案	令和5年度浜松市一般会計予算 第1条（歳入歳出予算）中 第2項中 歳入予算中 第16款 分担金及び負担金中 第2項 負担金中 第5目 教育費負担金 第17款 使用料及び手数料中 第1項 使用料中 第1目 総務使用料 〔地域情報センター使用料〕 〔行政財産使用料〕を除く 第3目 衛生使用料中 斎場使用料 霊柩車使用料 墓地使用料 納骨堂使用料 墓地公園使用料 第9目 教育使用料中 高等学校授業料 高等学校施設使用料 第2項 手数料中	原案可決	

事件番号	件名	審査結果	備考
	<p>第1目 総務手数料中 戸籍等手数料</p> <p>第3目 衛生手数料中 墓地関係手数料</p> <p>第7目 教育手数料</p> <p>第18款 国庫支出金中 第1項 国庫負担金中 第5目 教育費国庫負担金中 義務教育費国庫負担金 公立小中学校整備事業費負担金</p> <p>第2項 国庫補助金中 第1目 総務費国庫補助金中 電源立地地域対策交付金 空き家対策総合支援事業費補助金 特定防衛施設周辺整備費補助金 文化財保存費補助金</p> <p>第9目 教育費国庫補助金 子ども・子育て支援交付金（幼児教育） デジタル基盤改革支援補助金 を除く</p> <p>第3項 委託金中 第1目 総務費委託金中 基地対策事務費委託金 中長期在留者住居地届出等事務費委託金 人口動態統計事務費委託金</p> <p>第6目 教育費委託金</p> <p>第19款 県支出金中 第1項 県負担金中 第5目 教育費県負担金中 高等学校就学支援金事務費負担金</p> <p>第6目 災害復旧費県負担金</p> <p>第2項 県補助金中 第1目 総務費県補助金中 移住就業支援事業費補助金 消費者行政強化促進事業費補助金</p> <p>第8目 教育費県補助金中 放課後児童健全育成事業費等交付金</p> <p>第3項 委託金中 第1目 総務費委託金中 人口世帯調査費委託金</p> <p>第20款 財産収入中</p>		

事件番号	件名	審査結果	備考
	<p>第1項 財産運用収入中</p> <p>第2目 利子及び配当金</p> <p>第3目 基金運用収入中</p> <p>市民協働推進基金運用収入</p> <p>過疎地域持続的発展事業基金運用収入</p> <p>地域振興等基金運用収入</p> <p>ふるさと北遠振興基金運用収入</p> <p>教育文化奨励基金運用収入</p> <p>文化振興基金運用収入</p> <p>スポーツ施設整備基金運用収入</p> <p>社会教育振興基金運用収入</p> <p>国際児童年記念児童文庫基金運用収入</p> <p>美術館資料購入基金運用収入</p> <p>学校教育振興基金運用収入</p> <p>第21款 寄附金中</p> <p>第1項 寄附金中</p> <p>第1目 総務費寄附金</p> <p>第7目 教育費寄附金</p> <p>第22款 繰入金中</p> <p>第1項 基金繰入金中</p> <p>第3目 市民協働推進基金繰入金</p> <p>第4目 過疎地域持続的発展事業基金繰入金</p> <p>第5目 地域振興等基金繰入金</p> <p>第7目 ふるさと北遠振興基金繰入金</p> <p>第8目 教育文化奨励基金繰入金</p> <p>第9目 国際児童年記念児童文庫基金繰入金</p> <p>第24款 諸収入中</p> <p>第1項 延滞金、加算金及び過料中</p> <p>第2目 過料</p> <p>第4項 受託事業収入中</p> <p>第1目 総務費受託事業収入</p> <p>第6項 雑入中</p> <p>第2目 違約金及び延納利息</p> <p>第4目 総務費雑入中</p> <p>空家代執行徴収金</p> <p>収入印紙売りさばき事務受入金</p> <p>収入印紙売りさばき収入</p> <p>民放中波ラジオ放送受信施設管理費事業者負担金</p>		

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
	学習等供用施設整備事業収入 美術館特別展等事業収入 指定管理施設特定収入 命名権収入 第6目 衛生費雑入中 有価物売却収入 第12目 教育費雑入 〔その他収入〕を除く 第25款 市債中 第1項 市債中 第1目 総務債中 過疎地域持続的発展事業債 第7目 教育債 第8目 災害復旧債中 文教施設災害復旧債 歳出予算中 第2款 総務費中 第1項 総務管理費中 第13目 UD・男女共同参画費 第16目 市民協働推進費 第17目 中山間地域振興費 第18目 市民生活費 第20目 市民サービスセンター費 第21目 旅券窓口費 第2項 中区役所費（中央区） 第3項 東区役所費（中央区） 第4項 西区役所費（中央区） 第5項 南区役所費（中央区） 第6項 北区役所費（中央区・浜名区） 第7項 浜北区役所費（浜名区） 第8項 天竜区役所費 第9項 文化振興費 第10項 スポーツ振興費 第11項 生涯学習費 第13項 戸籍住民基本台帳費 第4款 衛生費中 第1項 保健衛生費中 第4目 斎場費 第5目 墓園費 第10款 教育費 〔第1項 教育総務費中 第7目 私立学校教育振興費 第5項 幼稚園費〕を除く 第11款 災害復旧費中		

事件番号	件名	審査結果	備考
	<p>第1項 災害復旧費中 第4目 文教施設災害復旧費 第2条（債務負担行為）中 庄内協働センターパンザマスト更新工事費 旧佐久間民俗文化伝承館原状回復事業費 森林のまち童話大賞審査業務委託費 楽器博物館照明器具修繕事業費 浜松復興記念館トイレ和洋リモデル事業費 アクトシティ浜松直流電源装置更新工事費 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場更新事業費 及び施設維持管理運営費 北部水泳場流水プール用起流ポンプ（A）取 替工事費 可美公園水泳場流水プール用起流ポンプ取替 事業費 浜松アリーナ高圧受変電設備改修事業費 クリエート浜松受電設備変圧器改修事業費 浜北文化センター大規模改修事業費（建築工 事、電気工事、機械工事分） なゆたホール舞台機構設備及び照明設備更新 工事費 天竜壬生ホール音響設備更新工事費 雄踏文化センター会議室等LED化事業費 佐久間歴史と民話の郷会館舞台機構改修工事 費 舞阪図書館照明設備LED化事業費 可新図書館照明設備LED化事業費 はまゆう図書館照明設備LED化事業費 浜松・雄踏斎場再整備業務委託費 放課後児童会運営業務委託費 校務支援システム基本機能構築等業務委託費 かわな野外活動センター動力盤、電灯盤更新 事業費 小学校体育館LED照明リース料 神久呂小学校大規模改修事業費 旧高砂小学校解体事業費 小中学校特別教室空調設備設置アドバイザー 一業務委託費 小中学校プール改修事業費 西部中学校解体事業費 西部中学校仮設渡り廊下リース料 東陽中学校小規模改修事業費 市立高校直流電源装置更新工事費</p>		

事 件 番 号	件 名	審査結果	備考
第 42 号 議 案	令和 5 年度浜松市育英事業特別会計予算	原案可決	
第 43 号 議 案	令和 5 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計 予算	同	
第 60 号 議 案	浜松市博物館条例等の一部改正について	同	
第 62 号 議 案	浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例 の制定について	同	
第 65 号 議 案	令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第11号） 第 1 条（繰越明許費）中 第 2 款 総務費	同	

選 挙 第 1 号
令和5年3月17日

区選挙管理委員選挙について

地方自治法第182条第1項の規定に基づき、浜松市中区選挙管理委員4名、浜松市東区選挙管理委員4名、浜松市西区選挙管理委員4名、浜松市南区選挙管理委員4名、浜松市北区選挙管理委員4名、浜松市浜北区選挙管理委員4名及び浜松市天竜区選挙管理委員4名の選挙を求める。

浜松市議会議長 太 田 康 隆

選 挙 第 2 号
令和5年3月17日

区選挙管理委員補充員選挙について

地方自治法第 182 条第 2 項の規定に基づき、浜松市中区選挙管理委員補充員 4 名、浜松市東区選挙管理委員補充員 4 名、浜松市西区選挙管理委員補充員 4 名、浜松市南区選挙管理委員補充員 4 名、浜松市北区選挙管理委員補充員 4 名、浜松市浜北区選挙管理委員補充員 4 名及び浜松市天竜区選挙管理委員補充員 4 名の選挙を求める。

浜松市議会議長 太 田 康 隆

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の
数に関する条例の一部改正について

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する
条例の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び浜松市議会会議規則第12
条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

発議者	浜松市議会議員	神 間 郁 子
	同	北 島 定
	同	小野田 康 弘
	同	幸 田 恵里子
	同	太 田 利実保
	同	鈴 木 真 人
	同	稲 葉 大 輔
	同	平 野 岳 子
	同	松 本 康 夫
	同	戸 田 誠

提案理由

行政区再編に伴い、公職選挙法第15条第8項の規定に基づく各選挙区におい
て選挙すべき議員の数を定めるため、条例を改正する。

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数
に関する条例の一部を改正する条例

浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する
条例（平成19年浜松市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（各選挙区において選挙すべき議員 の数） 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第15条第8項の規定に基 づき、各選挙区において選挙すべき議 員の数、次のとおりとする。		（各選挙区において選挙すべき議員 の数） 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第15条第8項の規定に基 づき、各選挙区において選挙すべき議 員の数、次のとおりとする。	
<u>選挙区</u>	<u>選挙すべき議員の数</u>	<u>選挙区</u>	<u>選挙すべき議員の数</u>
中区	14人	中央区	34人
東区	7人	浜名区	9人
西区	6人	天竜区	3人
南区	6人		
北区	5人		
浜北区	5人		
天竜区	3人		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

浜松市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

浜松市議会の個人情報の保護に関する条例を、地方自治法第112条及び浜松市議会会議規則第12条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

発議者	浜松市議会議員	神 間 郁 子
	同	北 島 定
	同	小野田 康 弘
	同	幸 田 恵里子
	同	太 田 利実保
	同	鈴 木 真 人
	同	稲 葉 大 輔
	同	平 野 岳 子
	同	松 本 康 夫
	同	戸 田 誠

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、浜松市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。

浜松市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第47条）
- 第5章 雑則（第48条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、浜松市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよ

- うに割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
 - 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
 - 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
 - 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
 - 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方

法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における当該個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者又は前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、

固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令（条例を含む。第4章において同じ。）の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項 各号列記以外 の部分	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2 項の規定に違反して利用さ れているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されている

		とき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることがを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講じることがを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、議長が定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第5号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第6号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与、報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準じる事項を記録するもの（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイ

ル

- (4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (5) 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - (6) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (7) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準じるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人

の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 議長が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内に行ななければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から

30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第30条 この条例の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 第24条第1項の規定により保有個人情報の全部又は一部を開示する場合において、保有個人情報が記録された公文書の写しの交付その他の方法による開示を受ける者は、議長が定める額を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂

正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき
当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、

その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等しなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(委員会への諮問等)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例（平成8年浜松市条例第68号）第1条に規定する浜松市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第47条第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 議長は、第1項の規定により諮問をした場合であって、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定により弁明書を作成したときは、直ちにその写しを委員会に提出しなければならない。
（裁決）

第46条 議長は、委員会から前条第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第50条第1項第1号の主文が委員会の答申書と異なる内容であるときは、同項第4号の理由には当該異なることとなった理由を付記しなければならない。
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第47条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をし

ようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委員会への諮問)

第51条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、委員会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 第9条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例（平成8年浜松市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 委員会は、次に掲げる事務を行	第2条 委員会は、次に掲げる事務を行

う。

(1) (略)

(2) 浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第19条第1項、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年浜松市条例第 号）第6条の規定による諮問に応じてする調査及び審議

(3) (略)

(不服審査部会)

第7条 委員会に第2条第2号に掲げる事務（浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定による諮問に応じてする調査及び審議に係るものを除く。）を処理するため、不服審査部会（以下「部会」という。）を置く。

2～6 (略)

う。

(1) (略)

(2) 浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第19条第1項、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項、浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年浜松市条例第 号）第6条並びに浜松市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年浜松市条例第 号）第45条第1項及び第51条の規定による諮問に応じてする調査及び審議

(3) (略)

(不服審査部会)

第7条 委員会に第2条第2号に掲げる事務（浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条及び浜松市議会の個人情報の保護に関する条例第51条の規定による諮問に応じてする調査及び審議に係るものを除く。）を処理するため、不服審査部会（以下「部会」という。）を置く。

2～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

国営かんがい排水事業(更新事業)の同意徴集手続簡素化を求める
意見書について

上記意見書を、浜松市議会会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者	浜松市議会議員	神間郁子
	同	北島定
	同	小野田康弘
	同	幸田恵里子
	同	太田利実保
	同	鈴木真人
	同	稲葉大輔
	同	平野岳子
	同	松本康夫
	同	戸田誠

提案理由

国営かんがい排水事業による基幹水利施設の更新事業において、農業者へ費用負担を求めず、全て地方自治体が負担する場合については、農業者の負担軽減のためにも同意徴集手続の簡素化を図り、土地改良区の総代会の議決により事業の実施が可能となるよう土地改良法の改正を求めるため、本意見書を提出する。

国営かんがい排水事業(更新事業)の同意徴集手続簡素化を求める意見書

農業水利施設の基幹水利施設は国営かんがい排水事業等で造成され、その多くは農業用水のみならず、水道・工業用水との共同施設となっており、地域住民の生活や産業振興においても大変重要なライフラインである。しかし、その農業水利施設の多くは急速な老朽化が進んでおり、用水利用の高度化や耐震化・長寿命化対策が喫緊の課題となっている。

「従前の機能維持を図ることを目的とした更新事業」や「技術革新等に起因する機能向上を伴うもの」等の一定の要件に該当するものについては、同意徴集の簡素化が図られ、土地改良区の総代会の議決により事業の実施が可能となっている。

一方、この基幹水利施設の更新事業を国営かんがい排水事業で実施する場合、現行の土地改良法では、公共投資による社会資本の形成とともに農業者の私的財産に影響を及ぼし、耕作者を含む農業者(以下「農業者」という。)の費用負担も生じることから、土地改良事業参加資格者である農業者の3分の2以上の同意(実質90%)をもって申請することが要件となっており、この土地改良事業参加資格者の調査・確認・同意徴集手続においては、相続放棄や行方不明者等の調査を含め、多大な日数と膨大な労力・費用を要している現状にある。

このようなことから、国営かんがい排水事業による基幹水利施設の更新事業において、農業者へ費用負担を求めず、全て地方自治体が負担する場合については、農業者の負担軽減のためにも同意徴集手続の簡素化を図り、土地改良区の総代会の議決により事業の実施が可能となるよう、土地改良法の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

浜松市議会議長 太田 康 隆

衆議院議長 様 参議院議長 様
内閣総理大臣 様 内閣官房長官 様
農林水産大臣 様

带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書について

上記意見書を、浜松市議会会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者	浜松市議会議員	神間郁子
	同	北島定
	同	小野田康弘
	同	幸田恵里子
	同	太田利実保
	同	稲葉大輔
	同	平野岳子
	同	松本康夫
	同	戸田誠

提案理由

一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性や安全性を早急に確認し、ワクチンの供給体制や健康被害への救済制度の確立も含め、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化の実施を求めるため、本意見書を提出する。

带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する水痘・带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。具体的には、带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることがあるとも言われている。

この带状疱疹の発症予防には、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくない。

よって、国においては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性や安全性を早急に確認し、ワクチンの供給体制や健康被害への救済制度の確立も含め、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化の実施を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

浜松市議会議長 太田 康 隆

衆議院議長	様	参議院議長	様
内閣総理大臣	様	内閣官房長官	様
財務大臣	様	厚生労働大臣	様

議 事 日 程 (第5号)

令和5年3月17日(金) 午後2時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 第 34 号 議 案 令和5年度浜松市一般会計予算
- 第 3 第 35 号 議 案 令和5年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 第 36 号 議 案 令和5年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 第 5 第 37 号 議 案 令和5年度浜松市介護保険事業特別会計予算
- 第 6 第 38 号 議 案 令和5年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 7 第 39 号 議 案 令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算
- 第 8 第 40 号 議 案 令和5年度浜松市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 9 第 41 号 議 案 令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算
- 第10 第 42 号 議 案 令和5年度浜松市育英事業特別会計予算
- 第11 第 43 号 議 案 令和5年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算
- 第12 第 44 号 議 案 令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算
- 第13 第 45 号 議 案 令和5年度浜松市駐車場事業特別会計予算
- 第14 第 46 号 議 案 令和5年度浜松市公債管理特別会計予算
- 第15 第 47 号 議 案 令和5年度浜松市病院事業会計予算
- 第16 第 48 号 議 案 令和5年度浜松市水道事業会計予算
- 第17 第 49 号 議 案 令和5年度浜松市下水道事業会計予算
- 第18 第 50 号 議 案 浜松市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 第19 第 51 号 議 案 浜松市職員定数条例の一部改正について
- 第20 第 52 号 議 案 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第21 第 53 号 議 案 浜松市税条例の一部改正について
- 第22 第 54 号 議 案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第23 第 55 号 議 案 浜松こども館条例の一部改正について
- 第24 第 56 号 議 案 浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の一部改正について
- 第25 第 57 号 議 案 浜松市営住宅条例の一部改正について
- 第26 第 58 号 議 案 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第27 第 59 号 議 案 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

- 第28 第60号議案 浜松市博物館条例等の一部改正について
- 第29 第61号議案 浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第30 第62号議案 浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例の制定について
- 第31 第63号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
- 第32 第64号議案 包括外部監査契約締結について
- 第33 第65号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第11号）
- 第34 第66号議案 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について
- 第35 第67号議案 浜松市根洗学園条例等の一部改正について
- 第36 第68号議案 浜松市国民健康保険条例の一部改正について
- 第37 第69号議案 工事請負契約締結について（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）
- 第38 第70号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第1号）
- 第39 諮 第 1 号 下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について
- 第40 選 第 1 号 浜松市土地利用審査会委員選任について
- 第41 選 挙 第 1 号 区選挙管理委員選挙について
- 第42 選 挙 第 2 号 区選挙管理委員補充員選挙について
- 第43 発議案第1号 浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について
- 第44 発議案第2号 浜松市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第45 発議案第3号 国営かんがい排水事業(更新事業)の同意徴集手続簡素化を求める意見書について
- 第46 発議案第4号 帯状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書について

議 事 の 順 序 (第5日)

令和5年3月17日(金) 午後2時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 議 題 の 宣 告……

{	自 日程第 2 第 34 号議案 至 日程第39 諮 第 1 号	}	令和5年度関係議案 38 件
---	-------------------------------------	---	----------------
- (1) 委員 長 報 告……

{	(1) 総 務 委 員 長 (2) 厚生保健委員長 (3) 環境経済委員長 (4) 建設消防委員長 (5) 市民文教委員長	}
---	---	---
- (2) 委員長報告に対する質疑
- (3) 討 論
- (4) 採 決……別紙のとおり
- 4 選 第 1 号 上 程……日程第40 (土地利用審査会委員選任)
 - (1) 説 明
 - (2) 質 疑
 - (3) 委員会付託省略
(討 論)
 - (4) 採 決
- 5 選 挙 第 1 号 上 程……日程第41 (区選挙管理委員選挙)
(議長の指名推選)
- 6 選 挙 第 2 号 上 程……日程第42 (区選挙管理委員補充員選挙)
(議長の指名推選)
- 7 発議案第1号上程……日程第43 (浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正)
 - (1) 議事手続省略
 - (2) 採 決……簡易採決
- 8 発議案第2号上程……日程第44 (浜松市議会の個人情報の保護に関する条例の制定)
 - (1) 議事手続省略
 - (2) 採 決……簡易採決

9 発議案第3・4号上程

- 〔日程第45（国営かんがい排水事業(更新事業)の同意徴集手続簡素化を求める意見書）
- 〔日程第46（帯状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書）

(1) 議事手続省略

(2) 採 決……別紙のとおり

10 閉会の宣告

採決の順序

令和5年3月17日（金）午後2時開議

1 日程第2 第34号議案から日程第39 諮第1号に至る38件の採決について

- | | | | | |
|------|--------|----------|-----------|-----------|
| (1) | 日程第 2 | 第 34 号議案 | 1 件……起立採決 | |
| (2) | 〔 | 日程第 3 | 第 35 号議案 | 2 件……簡易採決 |
| | | 日程第 4 | 第 36 号議案 | |
| (3) | 日程第 5 | 第 37 号議案 | 1 件……起立採決 | |
| (4) | 日程第 6 | 第 38 号議案 | 1 件……起立採決 | |
| (5) | 〔 | 自 日程第 7 | 第 39 号議案 | 5 件……簡易採決 |
| | | 至 日程第 11 | 第 43 号議案 | |
| (6) | 日程第 12 | 第 44 号議案 | 1 件……起立採決 | |
| (7) | 〔 | 自 日程第 13 | 第 45 号議案 | 6 件……簡易採決 |
| | | 至 日程第 18 | 第 50 号議案 | |
| (8) | 日程第 19 | 第 51 号議案 | 1 件……起立採決 | |
| (9) | 〔 | 自 日程第 20 | 第 52 号議案 | 9 件……簡易採決 |
| | | 至 日程第 28 | 第 60 号議案 | |
| (10) | 日程第 29 | 第 61 号議案 | 1 件……起立採決 | |
| (11) | 日程第 30 | 第 62 号議案 | 1 件……起立採決 | |
| (12) | 〔 | 自 日程第 31 | 第 63 号議案 | 9 件……簡易採決 |
| | | 至 日程第 39 | 諮 第 1 号 | |

2 日程第45 発議案第3号及び日程第46 発議案第4号の2件の採決について

- | | | | |
|-----|--------|----------|-----------|
| (1) | 日程第 45 | 発議案第 3 号 | 1 件……簡易採決 |
| (2) | 日程第 46 | 発議案第 4 号 | 1 件……起立採決 |

日程表（案）

（ 会期 自 5月16日（火） の42日間
至 6月26日（月） ）

令和5年5月定例会

月 日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
5月1日	月	初議会打合会	午前10時	全員協議会室	1 座長選出 2 市長あいさつ 3 紹介 4 初議会の進め方について 5 「時間の厳守について」の申し合わせについて 6 会派結成届提出等について 7 政務活動費について	※会派結成届提出期限 …午後5時
2日	火					
3日	(水)					[憲法記念日]
4日	(木)					[みどりの日]
5日	(金)					[こどもの日]
6日	(土)					
7日	(日)					
8日	月	全員協議会	午前10時	全員協議会室	1 会派結成届について報告 2 交渉団体及び議会運営委員候補者の届出について 3 会派の部屋割りについて 4 議場及び全員協議会の座席について 5 常任委員会の所管事項等について 6 特別委員会の設置について 7 議会改革検討会議委員について 8 行政委員について 6 その他	○招集告示 ○議案配付 ※交渉団体及び議会運営委員候補者の届出 (全協終了後)
		議会運営委員会 協議	午後1時30分	第1委員会室	1 議会運営委員会協議会正副委員長について 2 会派の部屋割りについて 3 議席の内定及び全協席について 4 常任委員会の所管事項等について 5 特別委員会の設置について 6 その他	非公開 (当局出席不要)
9日	火					
10日	水	全員協議会	午前10時	全員協議会室	1 議会運営委員会協議会の協議結果について 2 その他	
		議会運営委員会 協議	午後1時30分	第1委員会室	1 議会の人事問題について (1) 人事問題に関する申し合わせについて (2) 議長及び副議長の選挙の方法について (3) 議会運営委員会正副委員長割り振り (4) 常任委員会委員及び正副委員長割り振り (5) 特別委員会委員及び正副委員長割り振り (6) 議会改革検討会議正副委員長割り振り (7) 各行政委員割り振り (8) 政務活動研究会委員について 2 会議録署名議員の指名方法について 3 その他	非公開 (当局出席不要)
11日	木					
12日	金	議会運営委員会 協議 (公開)	午前10時	第1委員会室	1 第2回定例会の運営について 2 その他	
		全員協議会	午後1時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会協議会の協議結果について 2 その他(親睦会等)	※新人議員を対象に本 会議の運営について 説明(全協終了後、 議場にて)
13日	(土)					
14日	(日)					
15日	月					
16日	火	本会議	午前10時	議場	1 臨時議長の紹介 2 議長の選挙 3 議席の指定 4 副議長の選挙	
17日	水	議会運営委員会 協議 (公開)	午前10時	第1委員会室	1 議会の人事問題について (1) 常任委員会委員及び正副委員長 (2) 特別委員会委員及び正副委員長 (3) 議会改革検討会議委員及び正副委員長 (4) 各行政委員 2 本会議2日目の運営について 3 申し合わせ事項について 4 その他	…各会派から 氏名発表
18日	木					
19日	金	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会協議会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議場	1 議会運営委員会委員及び正副委員長選任 2 常任委員会委員及び正副委員長選任 3 特別委員会の設置・委員及び正副委員長選任 4 浜名湖競艇企業団議会議員選挙	
20日	(土)					
21日	(日)					

月 日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
22日	月	特別・常任正副 委員長会	午前10時	全員協議会室	1 特別・常任委員会の運営について 2 その他	非公開 (当局出席不要)
23日	火	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議3日目の運営について 2 その他	
24日	水	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 市政の重要施策について	
		本会議	午前10時30分	議 場	1 諸般の報告 2 人事案件上程・説明・質疑・委員会付託省略・ (討論)・採決	
25日	木	5年度予算勉強会 (新人議員)	午前10時	802会議室	1 予算の概要について 2 予算について 3 主要事業について 4 特別会計について	非公開 (財政課)
26日	金	各特別委員会	午前10時	各委員会室	所管事項の勉強会	
27日	(土)					
28日	(日)					
29日	月					
30日	火					
31日	水	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	1 各種報告事項等 2 所管事項の勉強会	
6月1日	木					
2日	金					
3日	(土)					
4日	(日)					
5日	月					※意見書・請願提出期限 …午後5時
6日	火					
7日	水					※質問通告期限…正午
8日	木	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議4日目の運営について 2 その他	
9日	金	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議 場	1 議案上程・説明・休憩(議案説明会)・ 質疑・委員会付託 2 その他	
10日	(土)					
11日	(日)					
12日	月					
13日	火					
14日	水					
15日	木	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議5日目の運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
16日	金	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議 場	代表質問	
17日	(土)					
18日	(日)					
19日	月	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	付託議案審査等	
20日	火					※討論通告期限…正午
21日	水					
22日	木					
23日	金	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
24日	(土)					
25日	(日)					
26日	月	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議 場	1 委員長報告・質疑・(討論)・採決 2 その他	
27日	火					
28日	水					
29日	木	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	市 内	所管施設の現地視察等	
30日	金	建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	市 内	所管施設の現地視察等	